

京都市野外活動施設花背山の家の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年3月31日

京都市教育委員会
教育長 在田正秀

京都市教育委員会規則第22号

京都市野外活動施設花背山の家の組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則

京都市野外活動施設花背山の家の組織及び運営に関する規則の一部を次のように改正する。

第1章及び第2章の章名を削る。

第6条第1項中「、係長及び指導主事」を「及び係長」に改め、同条第2項中「又は」を「、主任指導主事、副主任指導主事、指導主事、」に改め、「担当係長」の右に「又は主事」を加える。

第7条第6項中「指導主事」を「主任指導主事、副主任指導主事、指導主事及び主事」に改める。

第3章の章名を削る。

別記様式注3中「使用人員の区分中」を削り、「の児童」には「」には、義務教育学校の前期課程」に改め、「に在学する者」を削り、同注4中「使用人員の区分中」を削り、「の生徒」には「」には、義務教育学校の後期課程」に改め、「に在学する者」を削り、同注5中「使用人員の区分中」、「の生徒」及び「に在学する者」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、教育委員会が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

(教育委員会事務局総務部総務課)